製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
1	A200900018	平成21年3月25日	平成21年4月3日	石油温風暖房機（開放式）	火災 死亡1名	火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	新潟県		当該製品から出火した痕跡は認められなかった。
2	A200900054	平成21年3月30日	平成21年4月16日	電気冷蔵庫	火災	納屋に設置していた当該製品の上部が焼損する火災が発生した。	和歌山県		当該製品の焼損状況から、外部から焼損したものと判断した。
3	A200900062	平成21年2月18日	平成21年4月20日	石油ストーブ（開放式）	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、火災が発生し、1名が軽傷を負った。	奈良県		当該製品の消火をせずに給油し、給油タンクのふたを上にして持ってきた時に、当該製品付近でつまづいて転び、きちんと閉められていなかった給油タンクの蓋が開いて灯油が当該製品にかかり火災に至ったものと判断した。
4	A200900063	平成21年3月30日	平成21年4月20日	IH調理器	火災 軽傷1名	当該製品で天ぷらを調理中、しばらく目を離した隙に気付くと火災が発生し、消火の際に1名が軽傷を負った。	神奈川県		天ぷら調理を、当該製品の取扱説明書に禁止事項として記載されている、「少ない油量」で、「専用鍋を使用せず」調理を行って、「その場を離れていた」ことから、油が発火したものと判断した。
5	A200900064	平成21年4月7日	平成21年4月20日	IH調理器	火災 軽傷1名	当該製品で天ぷらを調理中、その場を離れている間に火災が発生し、消火の際に1名が軽傷を負った。	静岡県		天ぷら調理を、当該製品の取扱説明書に禁止事項として記載されている「加熱キー操作で調理」し、「その場を離れていた」ことから、油が発火したものと判断した。
6	A200900067	平成21年3月30日	平成21年4月21日	電気毛布	火災	当該製品、布団及び畳が焼損する火災が発生した。	新潟県		当該製品は、取扱説明書で禁止されている折り畳んだ状態で使用したことにより、ヒーター線同士がよれて近接し高温となり、当該製品及び周辺を焼損したものと判断した。 加えて、同様に禁止されている当該製品用ではない他機種用の電気毛布用コントローラに接続して使用したため、当該製品の安全装置が正常に作動しなかった。
7	A200900085	平成21年4月22日	平成21年4月27日	ガス栓（都市ガス用）	火災	業務用こんろに接続していた当該製品が固いので工具を用いて直そうとしたところ、当該製品の開閉用のつまみが抜けたためガスが漏洩し、引火した。	兵庫県		使用者が他のガス機器を使用中、隣接する当該製品を直そうと分解したことから、当該製品からガスが漏洩し、他のガス機器の火に引火したものと判断した。

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
8	A200900152	平成21年3月9日	平成21年5月25日	スチームクリーナー（モップ型）	重傷1名	当該製品を使用しようとしたが、蒸気噴出口から蒸気が出なかったため、しばらくして手を当てて再度確認しようと蒸気噴出用ハンドルを押したところ、蒸気が噴き出し火傷を負った。	東京都		当該製品は電源を入れてしばらくしないと蒸気が出ない構造となっているが、電源投入直後に蒸気が出なかったために、10分程度経過した後に直接、蒸気が手に当たる状態で確認作業を行ったため火傷を負ったものと判断した。 なお、本体表示及び取扱説明書において蒸気噴出口が高熱になる旨の注意喚起を行っている。
9	A200900159	平成21年5月18日	平成21年5月28日	ガスこんろ（都市ガス用）	火災	当該製品のグリルで調理中に、グリル右奥部から発火した。	長崎県		当該製品に不具合はなく、当該製品のグリルに水を入れずに使用し、グリル庫内に付着していた油脂等にグリルの火が引火したものと判断した。
10	A200900161	平成21年4月6日	平成21年5月29日	電気洗濯機	重傷1名	当該製品の洗濯終了音が鳴ったので、洗濯槽の回転が止まらないうちに洗濯物を取ろうとして、指が洗濯物に巻き込まれ、人差し指を剥離骨折した。	大阪府		使用者が当該製品のふたロックが故障し、回転中でもふたが開けられる状態なっていることを認識したまま使用を続け、洗濯槽が回転中に手を入れたことから起こったものと判断した。 なお、取扱表示に、洗濯槽が完全に止まるまでは、洗濯物に手を触れない旨の警告表示がなされている。
11	A200900166	平成21年5月19日	平成21年6月1日	石油ふろがま	火災	当該製品を使用してしばらくすると、当該製品付近から出火し、当該製品周辺を焼損する火災が発生した。	岩手県		当該製品の排気筒の先に触れるように可燃物が置かれたため、排気の熱で可燃物が発火したものと判断した。
12	A200900173	平成21年5月25日	平成21年6月3日	蚊取り線香用容器（陶器製）	火災	ベランダで当該製品に蚊取り線香を入れて使用していたところ、当該製品の下に敷いていたマットが焼損する火災が発生した。	東京都		当該製品に蚊取り線香を正しく固定しなかったこと及び不安定なマットの上に置いたことなどから、外力が加わった際に線香が落ちたものと判断した。

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではないと判明した理由
1	A200700878	平成19年12月16日	平成20年1月24日	ベビーカー	軽傷1名	母親が当該製品を開いている時に幼児が近づき、当該製品のフレームを持ったところ、ハンドルフレームとアームレストの隙間に指を挟み、負傷した。	兵庫県		結果的に治療期間が３０日未満であったことが確認されたため、重傷には該当せず、重大製品事故でないことが確認された。 （非重大事故として、NITEで調査）
2	A200800190	平成20年4月24日	平成20年5月23日	段差解消機	軽傷1名	当該製品を上昇させる際に途中で停止したため確認すると、サッシ枠下部と当該製品のプラットホームの間に利用者の麻痺していた左足を挟んで骨折した。	栃木県		結果的に治療期間が３０日未満であったことが確認されたため、重傷には該当せず、重大製品事故でないことが確認された。 （非重大事故として、NITEで調査）
3	A200800589	平成20年9月2日	平成20年9月11日	観賞魚用クーラー	火災扱いではなかったもの（製品焼損）	水槽（海水）の温度を維持するため使用していた当該製品付近から出火していたので、水をかけ消火した。	大阪府		消防で「火災」として取り扱っていないことが確認されたため、重大製品事故には該当しないと判断した。 （非重大事故として、ＮＩＴＥで調査）
4	A200800994	平成20年10月26日	平成20年12月22日	家庭用痩身器	重傷1名	当該製品を使用していたところ、皮膚に痛みを感じ火傷を負った。	千葉県		製造事業者が廃業しており、今回報告してきたのは販売事業者であった。 （重大事故報告対象者外として、NITEで調査）